

第三十四回国会 衆議院 日米安全保障条約等特別委員会議録 第十号

昭和三十五年三月二十五日(金曜日)

午後一時二十六分開議

出席委員

委員長 小澤佐重吉君

理事井出一太郎君 理事大久保武雄君

理事櫻内義雄君 理事権熊三郎君

理事西村力弥君 理事松本七郎君

理事竹谷源太郎君

安倍晋太郎君

秋田 大助君

鍛冶 良作君

賀屋 興宣君

小林 銚君

田中 正巳君

床次 徳二君

服部 安司君

福家 俊一君

保科清四郎君

山下 春江君

石橋 政嗣君

田中 稔男君

成田 知巳君

森島 守人君

受田 新吉君

堤 ツルヨ君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

外務大臣 藤山愛一郎君

國務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 俊一君

法制局長官 林 修三君

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(防衛局長)

調達庁次長 眞子 傳次君

外務事務官 下田 武三君  
(大臣官房審議官)  
外務事務官 高橋 通敏君  
(条約局長)  
委員外の出席者 専門員 佐藤 敏人君

三月二十五日

委員石坂繁君、嶋田宗一君、塚田一郎君、野田武夫君及び帆足計君等任につき、その補欠として福永健司君、長谷川峻君、久野忠治君、加藤精三君及び成田知巳君が議長の指名で委員に選任された。

同日  
委員福永健司君、長谷川峻君、久野忠治君及び加藤精三君等任につき、その補欠として石坂繁君、嶋田宗一君、塚田一郎君及び野田武夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)  
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより會議を開きます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上の各案件を一括して議題といたします。前會に引き続き質疑を行います。黒田壽男君。

○黒田委員 私は、これから岸總理及び藤山外務大臣に対して質問をいたしますが、実は防衛庁長官にも場合によってはと思ひましたけれども、きょう特にその旨を申し上げておりましたので、予定は変更してもよろしくごさいます。そこで、總理大臣と藤山外務大臣とに主として伺いをすることにしたします。私の質問は、前回の委員会における質問の続行であります。従つて、質問のテーマも、先日申し上げました通りに、新安保条約における極東の概念という問題だけに限定いたしまして御質問申し上げます。

先日も申しましたように、極東の概念に關します政府の統一見解、統一解釈というものが、三木武夫氏の岸總理に対する進言を契機といたしまして修正されたのではないかと疑ひがあるわけでありまして、単に疑ひだけな

くて、私もはそう考へておるわけでありまして、このことをまず第一に問題にしてみたいと思ひます。

それから、ついでに、きょうお尋ねしてみたいと思ひますこのテーマを申し上げてみますと、その次には、今までたびたび極東の範圍について政府は解釈を変更いたしまして、そのことが國民を不安に陥れておる。その不安を除くという目的で、先般政府の統一見解なるものを発表されたけれども、その見解の中で、政府は、極東の範圍について、具体的に個々の島々の名まであげて説明されております。ところが、その後、三木氏の進言によりまして、この解釈がまたまた変更されようとしておるよりに思はれるのでありますので、この解釈が変わつては國民の不安は増大するばかりだ、これが最終的な、確定的な解釈であると政府が幾ら言われましても、國民はもとよりそれを信用することができないという心情、心の状態に、今、迫りやられていゝるのではなからうかと私は思はれます。そういう好ましからぬ状況が極東の概念というものに關連いたしまして発生しておるのではないかと、そうであるといひますならば、変更せられた解釈の内容を検討するといふことはもちろんでございますけれども、解釈がたびたび変更せられるといふことそれ自身が問題にしなければならぬ、そういうことが私は言へると思ひます。どうしたならば確定した解釈が得られるのであるか。岸總理の説明と申しますよりも、わが国の政府の説明、それの

みによりましては、その説明が変わつてばかりいるから確定した解釈を得ることが望みがたい。それではどうしたらよいのか、それが今日の私の質問の第二点であります。

その次に、私もといたしましては、極東の範圍をどのように考へるべきであるか、積極的に私どもの方の解釈の仕方申上げてみます。そうして、政府の解釈との相違を明らかにいたしまして、私どもの考へに対する政府の御所見をも、また伺いたいと思ひます。

なお、三木氏の御進言の中には、事前協議の問題も取り上げられておりますので、時間がございますならば、この問題も取り上げたいと思ひます。きょうは時間もありございませんで、大体そういう範圍で質問したいと思ひます。

そこで、第一の問題に入りますが、先ほど申しましたように、第一の問題は、極東の範圍について、政府の統一解釈に変更を生じたか、ないか、こういう問題であります。前回の委員会での私の質問は、三木氏の進言に対する岸總理の反応というあたりで中断されておりますけれども、その後、この問題につきまして事態は發展して参りました。この問題の處理にないし調整のために関与した人々あるいは機關の範圍も、岸總理、三木武夫氏というより人々の範圍から、自民党の党機關及び外務省というより拡大してきてきたように新聞は報じておるのであります。そして私も大体新聞によつて知ると

ところによりますと、現在では、大体においてこれらの人々及び機関の間におきまして問題の調整ができていて、いわゆるどういふ補足説明をするかというところ、その内容がすでに熟しておるといふように新聞紙上で私どもは見受けるのでございますから、一つその報道を基礎にして御質問を申し上げます。

最初に、藤山外務大臣にお尋ねいたします。去る二十一日ころに、極東の範圍に關しまして国民の疑惑を解くためにという目的で、外務省において、いわゆる補足説明の政府案を立案されたというふうに承つておるのでございますが、はたしてそんでありますかどうか、もし、そんでありますならば、一つお答えを願いたいと思ひます。

○藤山國務大臣 先般の愛知質問に対する總理の答弁以上に、何らかの補足説明というよりなるものを外務省で作つたことはございません。

○黒田委員 外務大臣、そういうふうにお答えになりますか、各新聞紙を讀みますと、政府といたしまして相當確定的な、いわゆる補足説明の案ができておる、こういうふうに報じられておるのを私どもは見るのであります。去る二十一日の午後三時半に自民党の船田政調会長が三木武夫氏の事務所を訪問されて、船田政調会長の方から、極東の範圍に關する国民の疑惑を解くための説明ということ、外務省の立案した政府案と、それから船田氏と賀屋外交調査会長とが立案された自民党案との二つを示したというふうに報じておるのでありますが、一応文書にしたような案を外務省で作られたというところは事実でございますし、藤山外務大臣、そういうことはございません。

○黒田委員 御否定になりますので、別にこれ以上はこの問題につきましては何も申し上げる御質問いたしません。ただ新聞紙には、外務省の立案されたものと、それから党で作つたものとが内容上どういふふうに通うかということまでも発表されておる。

外務大臣にはこの程度で質問を打ち切つておきます。この問題の處理がその次の段階にくるわけでありまして、岸總理大臣にお伺ひいたして見ます。

ただいま申しましたようなわけで、船田政調会長が外務省案と稱する文書になつておるものを三木氏にも示した。そして三木氏といふいろいろ話し合ひをし、了解を得て、それから船田政調会長が同日の午後、院内で岸總理とそれから川島幹事長、椎名官房長官等と協議をされたとして、安保条約における極東の範圍及び事前協議という問題につきまして協議された結果、政府が国会での質問に対する答弁の形をもつて行なうという予定の補足説明の内容を、正式に決定した、こういうふうな新聞は報道しております。この点、多少前回の總理に対する私の質問と重複するかも知れませんが、前会中途で質問が中断されましたので、あらためてこれに對し御答弁をお願い申し上げます。

○藤山國務大臣 藤山外務大臣、そういうことはございません。

○黒田委員 御否定になりますので、別にこれ以上はこの問題につきましては何も申し上げる御質問いたしません。ただ新聞紙には、外務省の立案されたものと、それから党で作つたものとが内容上どういふふうに通うかということまでも発表されておる。

て、今申しましたような政調会長、幹事長及び官房長官、こういう人が協議された結果としてまとまつたという案ができておりますならば、その補足説明といふものを一つここで御説明を願ひたいと思ひます。きょうは、この補足説明を正式に質問する前に、前もつて文書にして本委員会に出していただくことがつたのでございますけれども、ついで私どももいろいろせわしい状態でありまして今日に至りましたので、そこまで要求する機会を失しましたが、一つ正確に補足説明なるものの内容を御説明願ひたいと思ひます。これは總理大臣にお伺ひしたい。

○岸國務大臣 今おあげになりました外務省案については、外務大臣からお答えした通りであります。

また、補足説明に關する私と幹事長以下が話し合つて結論が出た、そういうものをまとめたといふような事実はございません。これは何かの新聞の間違つた報道だろう、そういう事実はございません。ただ、自民党内において、その問題について將來質問者の質問とか、あるいはその場合の答弁の内容等につきまして研究をしているといふことを私承つておりますけれども、そういうふうな、政府と党との間において打ち合わせをし、補足説明としての案のきまつたといふものはございません。

○黒田委員 いろいろな新聞が、今、總理がお答えになりましたことは違つて、岸首相、川島幹事長、船田政調会長、椎名官房長官が協議された結果、政府の補足説明案ができておる、一々新聞の名前はあげませんが、いろいろその新聞が同じような記事を出してあります。こういうことはないとおっしゃる。そうしますと、重ねてお伺ひしますが、これはある、ないは別といたしまして、政府として、三木氏の進言によつてとにかく補足説明を行なうといふ方針はきまつておつたと思つてございまして、その補足説明なるものが、まだ政府としては国会において正式に報告するまでに熟したものができていないのでございましょうか。

○岸國務大臣 私は、先日もお答え申し上げましたように、われわれとしては、すでに極東の範圍について、政府としてのはっきりした統一見解を発表しておる。これを變更する意思は持たない。ただ、その説明が足りないといふことであるならば、それを敷衍して説明をすることは、もちろんわれわれとしてやぶさかではない。その方向なれば、あるいは問題になる点等については、党においても十分研究してみようじゃないかといふことを申しした次第でございます。それ以上、私自身としてはまだ何らの党からの報告も聞いておりませんし、具体化したものはございません。

○黒田委員 現状がさうだと總理はお答えになるのでありますが、政府でさういふ補足説明を国会においてなすべきものかどうかというように一応お考えになりまして、その準備はそれではなさつておりますか。

○岸國務大臣 私は、先日も申し上げましたように、先日もお答え申し上げましたように、政府として極東に關する考え方は統一見解として述べておるのであつて、私はそれで十分であると思つけれども、しかしながら、なおその点において、その趣旨をさらに徹底せしめる意味において補足する点があるならば、その質問に應じて補足することはやぶさかでない。その方法とか、その内容とかは、さらに研究しようといふのが三木君との話し合ひでございまして、私自身が、何らかそれについて質問があり、補足すべき点があるといふことであれば、これをしますけれども、政府の方から積極的に進んで補足説明するといふようなつもりは持っておりません。

○黒田委員 必要があれば補足説明もすると、總理はおっしゃつておるようでありまして。ところが、總理のおっしゃいます補足説明なるものは、文字通り補足説明であるようです。補足説明と申しましたが、今申しましたように、文字通り補足説明でありますならば、私ども、それをあえて問題にする必要はないと思ひます。今までのことがよりよくわかつたといふだけの効果のあるものだろうと思ひますけれども、しかし、新聞の報じておるところを見ますと、その補足説明なるものの内容が、いわゆる補足説明の域を逸脱いたしましたして、私どもから見ますと、従来の統一見解と称せられておりますものの中を修正し、變更するやうなものである、こういうふうな新聞の報道を通じて私どもは知るわけでございます。さういふに理解しておるわけでございます。さういふことになりまして、名前が補足説明ではございますけれども、文字通りの補足説明ではなくて、実質的には、従来の統一見解の内容の變更、修正である、こういうふうになるように私どもは新聞で見えております。こういう質問をいたしますのも、そのためにするのであります。總

理は否定なさっておりますが、しかし、おそろく、今月以後の委員会において与党の委員の質問に対する答えというよりな形で、何らか補足説明をやられるのじやなからうか、こういうふうに新聞は書いておられますから、私もそういうことが起こるのじやなからうかと思ひます。そういうことでありますれば、今、私の質問に対してお答え願つてもよからう、こう思ひまして、きよう御質問を申し上げておるわけでございす。〔具体的に質問をやれ〕と呼ぶ者あり〕やります。

それでは、新聞の報じておるところを申し上げてみます。新聞はこういつております。それは、先ほど言いますように、総理を初め船田氏、川島氏などが協議したものの内容だというように伝えられております。それを御紹介申し上げます、こういうふうに書いてある。もとより、政府統一見解を修正せぬという前提はつけておる。しかし、そのあとで、補足説明の内容を見ますと、第一は、日本の安全と極東の安全とが一致した場合にのみ、事前協議において日本は在日米軍の軍事行動に同意を与える、それから、これは極東の範囲に関するものでございすけれども、第二に、極東の範囲に一々島の名前まで明示したことは不適当であつた、こういう意味の補足説明をせられる、こういうことが新聞で報ぜられております。こういう話し合いが政府内部であつたことはございせんでしょうか。

○岸国務大臣 事前協議の場合に、しはしは申し上げておるうちに、米軍がいわゆる戦時行動する、戦時行動するといふ場合の事前協議を受けて、日本側

としてこれを承認する場合もあるし、また、拒否する場合もあるといふことはしはしは申し上げております。その一つの標準として、一体この安保条約において極東の平和と安全といふことを規定しておるということは、要するに、日本の平和と安全を守るのがこの条約の主たる任務であつて、それとやらはをなすような、それと非常に密接な関係を持つておる極東の平和と安全がやはり確保されなければいけな、それでなければ日本の平和と安全が守れないという趣旨であるからして、この事前協議の場合において、われわれの平和と安全に直接密接な関係のある極東の平和と安全の確保のために米軍が行動するといふ場合はやむを得ないけれども、そうでない場合においては、やはりこれは拒否していくことは適當である、また、政府もそういふ考えであるといふことは最初から私も考へておることでございす。

ただ、今お話のように、三点について政府側で何か打ち合わせしたといふような事実はございせん、個々の問題として、そういうような点が協議されたことは、今言つたように事前協議におきましてですであることであつますから、われわれが打ち合わせをしておることは時々ありますけれども、特に、この問題について、さつきお話の、何か何人かが集まつて、政府、党との間に打ち合わせして、こういう補足説明をするんだといふふな打ち合わせをした事実はございせん。

○小澤委員長 この際、横路節雄君よの関連質疑の申し出があります。これを許します。横路節雄君。

○横路委員 総理にお尋ねをします。が、去る二月の八日並びに十日予算委員会でも総理から私に對しまして、極東の範囲について政府の統一見解をお述べになつたわけであつた。ところが同じく二月の二十六日、安保特別委員会でも愛知委員の質問に答へまして、私たち議員全部に「新安全保障条約にいう『極東』の概念」といふものを御出しになつたわけであつた。そこで、二月の二十六日に安保特別委員会に出された「新安全保障条約にいう『極東』の概念」といふものを御出しになつたのは、二月の八日並びに十日に、予算委員会でも私どもに極東の範囲について統一見解をお述べになつたのと違つて、もう意味で出されたのかどうか。もしも違つていふ意味でなければ、別にお出しになる必要はなかつたと思ひます。それから、私は、実はこの問題について、ぜひ安保特別委員会に適當な機会にお尋ねをしたい、こう思つていたわけであつた。今、黒田委員の質問に答へて、委員の方から、この問題についてはどうか、こういうふうにお尋ねがあれどもよろしい、こういうことでございすから、まず、私が御尋ねをしたいのは、二月の八日並びに十日、衆議院の予算委員会において、私をひつくるめて私どもにお述べになられた極東の範囲の統一見解といふものと、二月の二十六日、本委員会において愛知委員の質問に答へて、文書で私たちに御示しになられた「新安全保障条約にいう『極東』の概念」といふものは同じなのか異なつてゐるのか、その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

○岸国務大臣 極東の範囲の問題につきましては、いろいろな機会にいろいろな形において質問をされてきております。そこで政府としては、この極東の概念につきましては、いろいろな点をあつちから検討いたしましたして、統一見解として二月二十六日に私が愛知委員の質問に答へまして明確に申し上げておる、これが政府の極東に関する統一見解である、かように御了承願ひたいと思ひます。

○横路委員 総理大臣に私が御尋ねをしてゐるのは、二月の八日、この場所における予算委員会でも私からお尋ねをして、政府側でもいろいろ答弁の食い違ひがあり、お昼の時間にわざわざ休憩をして、総理並びに外務大臣、お話によりますと官房長官も入れて「それは内輪のことですから、私たちがかりませんが、あらためて政府の統一見解として私にこゝでお答へになつた。それと同じでございすか。それと違ひますか」と聞いてゐる。そのことを聞いてゐるのです。二月の八日、私に答弁をされた、さらに渋谷委員に答弁をされた、統一見解として答弁をされたものと違ひますが、違ひますかと聞いてゐるのです。その点をお尋ねいたします。

○岸国務大臣 今、具体的にどの点がどう違つてゐるかとか、あるいは違つてゐないかといふような御質問でございす、私どもの見解としては、二月二十六日にまとめて発表いたしました統一見解をもつて政府の見解と御了承願ひたいと思ひます。

○横路委員 総理大臣にお尋ねします。が、私の質問に総理は答へになつていらつしやらないです。二月の八日、午前中からの質問で、政府側の答弁は統一見解といふものができないので、あらためて政府は協議をなされて、統一見解としてわざわざこゝでお述べになつたのです。そのことと、これとは同じですか、違ひますかと聞いてゐる。だから二月二十六日の愛知委員の質問に答へたのが統一見解であつて、この前の統一見解でないなら、こゝでお答へになれば、さらに、私は質問をしたいのです。まず、違ひの、片一方の衆議院の予算委員会でも統一見解を言つた、安保特別委員会でも統一見解を言つた、それがみんな違つて統一見解といふものは私はないと思ひます。だから、同じですか、違ひますかと聞いてゐる。

○岸国務大臣 從來から政府は、フィリピン以北、日本の周辺といふことをもつて統一見解として申し上げておる。それに対して申し上げて、いろいろ具体的に島や地域をあげられての御質問があつたのに対してお答へしたことがあるように思ひます。しかしながら、極東の概念として、まとめて統一見解として申し上げたのは、二月二十六日の愛知委員に対する私の答弁でございまして、これをもつて政府の統一見解と御了承願ひたいと思ひます。

○横路委員 今、総理から、述べたような記憶があるといふお話をございす、それは総理、述べたような記憶ではなしに、予算委員会が長時間、一たん休憩になり、議事が中断されて、私に統一見解としてお述べになつておるわけであつた。ところが二月二十六日、愛知委員に総理が答へになつた中で、「新安全保障条約にいう『極東』の

概念というところで「一般的な用語としてつかわれる『極東』は、別に地理学上正確に画定されたものではない。しかし、日米両国が、条約にいうとおり、共通の関心をもっているのは、極東における国際の平和及び安全の維持ということである。この意味で実際問題として両国共通の関心の的となる極東の区域は、この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与する区域である。かかる区域は、大体に、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれている。この答弁されている。そこで、私は、きょう総理にお尋ねしたいのは、ここで私が二月八日並びに十日に、まず、北方の地域について蘭舞、色丹は入り、千島列島は入り、南千島は入り、千島列島は入り、何といつてもサンフランシスコ条約その他からいつても、また、岸内閣自体のお考えでも、いわゆる北千島のことである。しかし、二月十日には、総理は、北千島は含まれておりません、蘭舞、色丹は入っております、国後、択捉は変わつておられない、このようにお答えになり、さらに金門、馬祖島は含まれておりますかというお尋ねに対して、総理は、金門、馬祖島は含まれております、このようにお答えになつておられる。これは将来ともこの解釈は絶対に變更せんかと云うたら、絶対に變更せんかと、このお答

えになつておられる。ところが、二月二十六日に、愛知委員に対して、政府がわざわざ印刷してわれわれにも配付された、今私がここで申し上げた政府の御答弁によると、「フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれている。」そこで、私がお尋ねしたいのは、国後、択捉は含まれておりますかどうか、金門、馬祖島は含まれておりますかどうか、含まれていない、と二月の十日に答えて、この解釈については将来絶対に變更することはない、と御答弁になつたことが、この二十六日の統一見解でさらに変わったのか、同じなのか、その点について、総理大臣から何か補足的な説明があるならば、この際承つておきたいと思ふのです。

○岸内閣大臣 二十六日にお答え申し上げましたのが、今申しました通り、政府の全体の統一見解でございます。私どもは、本来、極東というものの対して、ばく然たる地域、地図に記入すべきような性質のものじゃないといふことを申し上げております。従つて、一々の島嶼等をあげて、これが入るか入らないかというような論議をするとは、極東の概念からいふと、私は、本来そういう抽象的に考えるべきものであるから、適當でないと思ひますが、しかし、この統一見解で私が申し上げておられることは、従来お答えしたことと矛盾はしておられない、私はかように考えております。

大臣もお聞きのように、われわれに対して、この統一見解は絶対に變更ないと言われた。蘭舞、色丹は含まれていない、国後、択捉は含まれていない、金門、馬祖島は含まれていない、個々の島については、あつてはあつて、統一見解として、その点は含まれていない、このことを今さら言われても、統一見解として、その点は含まれていない、今このようにお答えになられて、今総理大臣から間違いない、それは間違いないですね、外務大臣。

○藤山内閣大臣 今総理大臣も答弁されておりましたように、極東という概念は、元來線を引いてきめるべきものではないといふことは、われわれも絶えず申し上げておつたわけであり、また、従つて、そういう意味において、個々の島について一々論議をいたして見ても、われわれとしてはそれを論議の対象にするわけにはいかぬのでありまして、その点につきましては、総理と同じでございまして、総理の答弁された通りであります。

○横路委員 外務大臣、あなたの答弁も違ひますよ。個々の島を対象としてそういうことは答へることができないと言つた。総理大臣は、今、国後、択捉は入つていないと言ひ、金門、馬祖島は入つていないと言ひ、だから、私が外務大臣に聞いておられるのは、国後、択捉は入つていないんですか、金門、馬祖島は入つていないんですかと聞いておられる。そういう島は、この条約にいう極東の範囲で大きい意味がないといつたようなことを言われるのなら、私はこれからずっと聞きますが、外務大臣、それはどうなんですか。総理大臣、どうなんですか。金門、馬祖島は入るんですね。国後、択捉は入るんですね。その点は

どうなんですか。今御答弁になつたのは、外務大臣は、個々の島が入るか入らないかという問題は問題でないのだ、それは総理大臣と同じだといふことを言つておられるが、その点を一つここで明確に御答弁願ひたい。きょう黒田委員からこのことを聞いておられるのは、この問題について明確にならなければ、この審議は進めるのに容易でないです。しかも総理大臣は、今国後、択捉は含まれていない、金門、馬祖島は含まれていないとお答えになつたじゃありませんか。それを外務大臣は、個々の島々については、そういうものは関係ないんだといふことを言つておるが、総理大臣、重ねて明確にお答へをいただきたい。私ははつきりしているのですから……

○岸内閣大臣 先ほどもお答え申し上げましたように、極東という概念は、それ自体がばく然としておるのである。どの島が入るか入らないかといふようなことを、一々地図に記入するといふような性格のものではないといふことを、本来のなにとして申し上げております。前提として申し上げております。しかし、政府が二月二十六日の統一見解を出したこと、その前にいろいろのお答えをしておること、その間に、修正があるのか、矛盾があるのかといふ点に關しましては、私は矛盾がない、このようにお答えを申し上げております。

○横路委員 総理大臣、矛盾がないとおっしゃるから、聞いておられる。これが与党内部その他において、特に自民党内に持たれておられる安保特別小委員会等でも、問題になつていないならばいいです。しかし総理大臣、私も、新は、与党内部の意見等についても、新

聞で承知しているから、ここで聞いておられるわけですか。ですから、今のそれ以前における答弁と矛盾がないといふなら、重ねてここで、国後、択捉は入りませんか、金門、馬祖島は入りませんか、この二点ははつきりお答へをいただきたい。入つていないのか入つていないのか、この二点です。

○岸内閣大臣 問題は、国民が非常に関心を持つておられる極東という問題は、言うまでもなく、日本に基地を持つておる米軍が、日本の基地を利用して海外に出動するといふことが、どういふ範囲に及ぶかといふことについて、非常な関心を持つており、また、われわれとしても、重大な意義を持つておると思ふのです。その点は、これは事前協議の対象になるわけでございますから、先ほどもお答え申し上げましたように、日本の平和と安全に直接密接な関係のある地域以外に出動すること、私は、私どもはこれは拒否する考えでございます。また拒否すべきものでございまして、この思ひます。従つて、極東の範囲といふものを、あるいは地図において、あるいは一つ一つの島をあげてこれを論議するといふことは、この極東の概念としてきめる場合においては、そういう性質のものではないと私は思ひます。そこで、統一見解において、私どもが全体を通じての答弁を取りまとめて申し上げたことがなにかである、しかして、その趣旨は、以前申し上げたこととそれでは趣旨が違つておられるならば、私は、趣旨は違つておられない、このようにふりに申し上げておるのであります。

○横路委員 総理大臣、趣旨は同じだと言つておられるけれども、私の聞いてい

聞で承知しているから、ここで聞いておられるわけですか。ですから、今のそれ以前における答弁と矛盾がないといふなら、重ねてここで、国後、択捉は入りませんか、金門、馬祖島は入りませんか、この二点ははつきりお答へをいただきたい。入つていないのか入つていないのか、この二点です。

○岸内閣大臣 問題は、国民が非常に関心を持つておられる極東という問題は、言うまでもなく、日本に基地を持つておる米軍が、日本の基地を利用して海外に出動するといふことが、どういふ範囲に及ぶかといふことについて、非常な関心を持つており、また、われわれとしても、重大な意義を持つておると思ふのです。その点は、これは事前協議の対象になるわけでございますから、先ほどもお答え申し上げましたように、日本の平和と安全に直接密接な関係のある地域以外に出動すること、私は、私どもはこれは拒否する考えでございます。また拒否すべきものでございまして、この思ひます。従つて、極東の範囲といふものを、あるいは地図において、あるいは一つ一つの島をあげてこれを論議するといふことは、この極東の概念としてきめる場合においては、そういう性質のものではないと私は思ひます。そこで、統一見解において、私どもが全体を通じての答弁を取りまとめて申し上げたことがなにかである、しかして、その趣旨は、以前申し上げたこととそれでは趣旨が違つておられるならば、私は、趣旨は違つておられない、このようにふりに申し上げておるのであります。

○横路委員 総理大臣、趣旨は同じだと言つておられるけれども、私の聞いてい

るのは、具体的に聞いているのです。国後、択捉は入りませんか。金門、馬祖は入りませんか。入らないなら入らないとお答えいただきたいのです。入るなら入ると答えて下さい。総理大臣、それは在日米軍の行動範囲じゃないのです、私の聞いているのは。在日米軍の行動範囲については、これから聞くのです。今私の言うのは、あなたの方で言っている、いわゆる一般的にいう極東の範囲、極東の地域とは何かというところを、あなたの方でわざわざ言っているから、聞いている。現に藤山外務大臣は、ここで、朝鮮については北緯三十八度はどうかと聞いたら、三十八度でくっきり分かれられないのだ、ちよつと北の方にいくかもしれない、こういうふうに言っているじゃありませんか。それを今度は、ここではつきり御答弁になったのだから、私の聞いているのは、国後、択捉は入るか。——だいたいお困りのようですが、国後、択捉は入りませんか。金門、馬祖島は入りませんか。入らなければならぬでいいのです。われわれは金門、馬祖島は入るべきでないと思っているのだから、入らないなら入らないとお答えになって下さい。入るなら入るとお答えになって下さい。総理大臣、どちらですか。

○岸国務大臣 今申し上げましたように、そういうことに対して、一々入るとか入らないとかいうことを申し上げることは、極東の概念をきめる上からいうと、適当でない。しかしながら、申し上げたことが、それでは二十六日の統一見解で変更されたのかと言われれば、その趣旨においては違つて

おらない、こういうことを申し上げておるのであります。

○横路委員 総理のお答えは、あとで文章を読んでみると、なにが、なにがというものが非常に多いのです。なにがというものは、一体何をさしているのかわからないです。私はたんにんに記録を読んでいます。そこで、総理は非常に御答弁がうまう、抽象的に何とか逃げよう逃げようというふうなお考えです。はつきりして下さい。金門、馬祖島は入りませんか。どうですか。(しつこいぞ)入るとか入らないとか言えないんだと(呼ぶ者あり)私は何べんでも聞きますよ。金門、馬祖島は入りませんか。国後、択捉は入りませんか。入らないなら入らないとおっしゃって下さい。それだけをお答えになつていただきたい。

○岸国務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、極東の概念にそういうものが入るか入らないかということ、を、一々ここでお答えすることは、私は適当でないと思ひます。しかしながら、今までお答え申し上げたことにすれば、矛盾はない、かように考えます。

○横路委員 だめですよ、総理大臣。個々の島について、入るか入らないかということは論議外だ、しかしそのことは、今までの私の答弁とは矛盾しない——何が矛盾しないのですか。大いに矛盾しているじゃないですか。総理大臣、重ねて聞きますが、これは総理大臣、あなたの方でも何時間でもねばろうとすれば、私の方でも何時間でも続けていきます。総理大臣、あなたはこう言つておるじゃありませんか。

いいですか。同じく二月二十六日、愛知委員の質問に答えて、極東という地域は、自由主義の立場をとつて、国々の支配している領域というものがその主眼になる、共産主義の国が実力を持つてこれが平和と安全を確保している地域は、極東の地域外だと答弁している。そこで、私は、それならあなたにお聞きをするのです。金門、馬祖島は中国の領土ですか、領土でありますか。その点は政府の見解はどうなんでしょうか。これはまさかお答えしないわけにはいかぬでしょう。金門、馬祖島については、中国の領土なんです。か、領土でないのですか。(領土であり、領土でないと言っているじゃないか)と呼び、その他発言する者あり)委員長、こういう手続の理事がわきで言うのは、注意してやつて下さい。やりたければ、すみの方に行つて、何ほでも大きな声を出したらいい。

○小澤委員 静肅に願ひます。

○岸国務大臣 これは御承知の通り、中華人民共和国の主張と、それから中華民國の主張とが、おのおの食い違つておるところでありまして、両方が自分の領土のように主張しておるというのが、現実の状況であります。

○横路委員 藤山外務大臣、あなたは二月十二日、辻原委員の質問に答えて、「中国の領土でございます。」と「中国とはどこですか。『中華民國』でございます。」とあなたは答弁している。ここに載つております。それはどうなんですか。今総理大臣は領土でないと言つた。領土でないですよ。何を言つていますか。

○藤山国務大臣 御承知のように、金門、馬祖島につきましては、中共の方からいいますれば、台湾も自分の領土だと言つております。中華民國からいへば、大陸も自分の領土だと言つておる。その接触しておるところが、金門、馬祖島の沿岸なんだと思ひます。従ひまして、そういう意味において、われわれとしても、極東の平和という問題に対して、問題のある地点だとは思つております。

○横路委員 外務大臣、あなたはそういうことを言つてはいかぬですね。ここに書いてあるじゃないですか。あなたは答弁しておるじゃないですか。あなたに答えて、金門、馬祖島は中国の領土でございますと答弁しておるじゃないですか。あなた、何を言つておるのですか。あなた、それは違います。総理大臣は、その点は、予算委員会、田中委員の質問に答えて、あなたはそう言つていない。領土権はございません、現にしかし中華民國が支配をしておる——支配しておるというのと領土とは違ひます。外務大臣、あなたはそう言つておられますから、領土でなければ領土でない、もしも言つたしたら私の間違いだ、そう言つたらどうです。これはごらんになればありますよ。

○藤山国務大臣 広い意味において中国なんです、間違ひないと思ひます。

○横路委員 外務大臣、あなたはそういうことをおっしゃつてはいけません。あなたはその言つておるじゃありません。あなた、中国とはどこを指しておりますかと聞いたら、「中華民國」でございます。」と言つておるじゃありませんか。

○小澤委員 静肅に願ひます。

○藤山国務大臣 今お話をございまして、たけれども、私の辻原委員に対する答弁は、辻原委員が「中国とは中共を言いますか、それはどうなんですか。」「私が『現在國民政府が支配しておりますので、中華民國でござい。』」そのあと、さらに辻原委員が「あなたが金門、馬祖は中華民國の領土であると言われたその証拠を一つお示し願ひたい。」そして私の答弁は、「現に中華民國が施政をいたしておるのであります。その事実からそう申したわけでございます。」と言つておるのでして、別に違つておらぬわけでありまして。

○横路委員 藤山外務大臣のおっしゃる通りですよ。しかし、あなたは二段で話しておるから、私は聞いたのだ。先の質問に対して、あなたは「中国の領土でございます。」と答弁しておるんですよ。そのあとで、あなたは「現在國民政府が支配しておりますので、中

「自分でこしらえて言うのはいけない」「何を言うか、ちゃんとこの前答弁しておるじゃないか」「答弁してないことを答弁しておる」と言つておるんだ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然」

○小澤委員 静肅に願ひます。

「委員長、退場させろ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然」

○小澤委員 静肅に願ひます。

華民国でございます。」こう言っておる。だから、あなたの先の「中国の領土でございます。」というのとは、——総理大臣は、領土権はないと言っておる。ただ事実支配をしておるといふことを言っておるから、あなたが言った「中国の領土でございます。」というのとは、それはお取り消しになったらいかがですかというのを私は聞いておるんです。いいですか、その点は……。

○藤山國務大臣 今日、シナという言葉をを使うのが適當であるかどうか、私は疑問に思っています。やはり大陸、台湾を含めて、全体を中国と言ふべきではないかというふうに考へておられます。

○横路委員 外務大臣、金門、馬祖島は極東の範圍に入っておるわけですね。

そうでしょう。このときもそう答へしておるから……。「そんなことは言わない、しつこくいな」と呼ぶ者あり。いや、しつこくても、何べんでもやりますよ。(笑聲)

○藤山國務大臣 われわれの申し上げておるのは、先ほど来あるいは前から申し上げておられますように、非常に抽象的な概念でありまして、一々の島を申すことは不當であり、誤解を招く面があります。従つて、また、そういうことをきめてもおりません。従つて、われわれとしては、金門、馬祖島は、今抽象的なことで説明するのが一番適當だと思ひます。

○横路委員 では総理大臣にお尋ねしますが、あなたは、二月十日の漢谷委員の予算委員会の質問で、「金門、馬祖はどですか。」総理大臣は「これは周辺の地域が海域を含んでゐる意味におきまして、入つておると解釈すべき

ものだと思ひます。」こう言われておりますね。ですから、これも今外務大臣は、入つておるのか入つておらないのか、私はよくわかりません。外務大臣は入つていないと言おうとしたのか、入つておると言おうとしたのか、はつきりしないのが外務大臣の特徴ですが、そこで私があなたにお尋ねをしたいのは、変更がなければこの答へでいいんです。変更があれば、あなたがこの間よく黒田委員に言われたように、補足説明をしたいというならば、こゝでなさつたらどうですか。しかし変更する必要がなければ——もう一べん言ひます。漢谷委員が「金門、馬祖はどですか。」総理は「これは周辺の地域が海域を含んでゐる意味におきまして、入つておると解釈すべきものだと思ひます。」「これは変わりがあるませんか。」と聞いた後、「絶対にこの見解については変へません。」こう言つておる。その点はどうですか。

○岸國務大臣 先ほど申し上げましたように、政府としては、極東に關するいろいろな今までの質疑に對して、はつきりと統一見解を示すことが適當であるという意味において、二十六日に統一見解を明らかにしたわけでありまして、私は政府の責任者として、この統一見解でもつて、すべての点は明瞭であると考へておるわけでありまして。しかし、今いろいろな意味において補足質問があるならば、これを明確にするために答へをすることはもちろんいたすべきである、かように考へておられます。

そこで、今島をおあげになりました、金門、馬祖はどですかという御質問でありまして、極東という概念自身、抽象的な概念であるから、そういうふうな島を一々あげてどうだというふうなことに對してお答えをすることは、適當でないといふことを私は考へております。しかしながら、それでは前に言つたことを改めるのかという御質問に對しましては、従来申し上げておることと、趣旨において變つておらないといふことで御了承願ひたいと思ひます。

○横路委員 そのお答えでは、私はきよりは関連質問ですから、またそれは適當な機会に一日一ぱいやらしていただきます。黒田委員が今のおやりになります。黒田委員の答へでは、この問題は解決できません。私も、何も入つていないと言ひなさいと言つてゐるのじゃないのです。政府の方で金門、馬祖は含まれていないのだ、こう言ふならば——この金門、馬祖は、米華相互防衛條約がアメリカの國會において議論されたときも、この第六條にいういづゆる中華民国の領土、領域に入つていない、非常に議論になつた点なんです。ですから、こゝで政府から、金門、馬祖島は入つていないならば入つていないとお答えをいたしたければ、私はそれでやめるので

す。また、そのことは、私たちは金門、馬祖がその地域に含まれることは適當でないと思ひますから、その点をあいまいな言葉で將來に残すのではなくて、私たちは野党の立場で、入るべきでないといふ考へで聞いているのですから、総理は、入らないなら入らないとこゝではつきりおしやていただくには——それは前の答へとは違ふ点がありますが、しかしこゝで、入

らないのだという御答へをただけで、私もこれでやめるわけです。その点、入つてゐるのか、入つていないのか、かわからない關係で——これは総理、やはり私たちの質問にも、政府側も率直に誠意ある答へを願ひたいんです。入つてゐるから入つていないかを聞いているのだから、入つていないなら入つていない、入れませんと言ふなら、これでやめるわけです。その点がはつきりしないから、聞いているのですよ。入つていないなら入つていないでけつこうなんです。

○岸國務大臣 私がしばしばお答え申し上げておるうちに、これが入つてい

るとか入つていないことを申し上げることは、適當でないといふのであります。

○横路委員 それでは、二月八日並びに十日の衆議院の予算委員会における答へと、二月二十六日のこの点とは、違つていないと御答へになつたじゃないですか。それを今、入つてゐるか、入つていないかを答へるのは適當でないといふのは、全く違ひます。これはいかぬです。

○岸國務大臣 それはたびたび申し上げてゐるうちに、この極東という概念そのものが、ばく然とした抽象的なものであるから、一々の島について、入つてゐるか入つていないかといふことを議論の対象として、それに具体的に答へることは適當でない。そこで、二月二十六日の統一見解で示した通りに御理解願ひたいというのが、私の考へでございます。それならば前に言つたことと違ふのかといふお話をさせていただきますが、前に言つたことの趣旨とは矛盾はいたしておらぬつもりであり

ますので、そのように御了承願ひたいと思ひます。

○横路委員 それでは総理にお尋ねしますが、あなたは二月二十六日の愛知委員の質問に對して、政府の統一見解では、「中華民国の支配下にある地域もこれに含まれる」、「支配下」とわざわざおつしやいましたね。そうすると、金門、馬祖は中華民国の支配下にあるのです。金門、馬祖なんて言わない」と呼ぶ者あり。いや、その点を聞いてゐる。金門、馬祖は中国の支配下にある、これも適當でないのですか。金門、馬祖は中華民国の支配下にあるかないかということも適當でないのですか。その点はどなんですか。総理、まじめに、誠意をもつて答へして下さい。

○岸國務大臣 今申し上げたように、一々の島をおあげ、そして具体的に、これは入るか入らぬかというよりなことを議論立てて、こゝより席でお答へすることは適當でないといふのが、私の根本の考へ方でございます。しかしながら、この統一見解で述べたところ、この統一見解をいたしたい。また、金門、馬祖が台湾政府の支配下にあるかどうかといふのは、事実問題で決すべき問題である、かように思ひます。

○横路委員 そこで、私は総理にお尋ねしてゐるのです。金門、馬祖が中華民国の支配下にあるかどうかは、事実問題として決すべきだ、こゝおつしやるから、岸総理は、金門、馬祖は中華民国の支配下にあると事実上お考へになつてゐるのかどうか、その点はどなんですか。(目下紛争の地点だから、そんなことを言つてはいけな

いんだ



よ、国際的に」と呼ぶ者あり）だから検討中なんです。総理、それはどうなんでしょうか。

○岸国務大臣 事実の問題でございすから、これは私は、あの事実を見てどう考えるかという事は、何人にも明瞭である、こう思います。

○横路委員 それでは総理大臣——だんだん吉田さんに似て横を向くようになりましてね。（よけいなことを言うな）と呼ぶ者あり、笑声）いやいや、そうですよ。今総理は、何人といえども、金門、馬祖は、事実上中華民國の支配下にあることは疑うことはできない、こういうことですね。（うそを言うな、そういう言葉は使つてない）と呼ぶ者あり）委員長、横から言うのは注意して下さい。

○小澤委員 静かに願います。

○横路委員 委員長、だめですよ。——総理、私も今別に速記を見ているわけじゃない、あなたの言うのをそのまま言うのですから。あなただって、なにがなにがと言っているように、何を言っているかわからぬ言葉だつてある。私は、そうでなしに、具体的に聞いている。今あなたは、金門、馬祖は、事実上中華民國の支配下にある、こうおっしゃいましたね。（それは言わない）と呼ぶ者あり）またこう言う。委員長、だめですよ。

「議事妨害だ、退場させろ、退場させろと質問するな」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然。

○小澤委員 横路節雄君。

○横路委員 総理、この問題は非常に大事で、金門、馬祖の問題は、総理も御自身おわかりのように、米華相互防

衛条約をアメリカの国会で論議したときに、この第六条にいう中華民國の領土、領域の中には、台湾、澎湖諸島だけで、金門、馬祖等は入っていない、それが上院において活発な議論が展開されて、後々までこの問題は尾を引いているわけですね。ですから、私はお尋ねをしておるわけですね。総理、私は、金門、馬祖は当然入るべきではないし、これは除外することが正しいと思ふ。だから、総理がそういうようにおっしゃっていただければ、私もそれでいいのです。ただし、どちらとも言えませんが、このような答弁になりますと、これは理解ができませんから、もう一ぺんお尋ねをしていきたい。

中華民國の支配下にある地域もこれに含まれていますが、こう言っておるわけですね。そこで総理大臣にお尋ねをしたいのですが、あなたは漢委委員の質問に答えては、入っていると解釈すべきものと思ひます、こういう答弁ですが、私が今ここでお尋ねしておるのは、金門、馬祖は中華民國の事実上の支配下にあるわけですね。これは総理、違ふとおっしゃいますか、そうだとお考えになりますか。金門、馬祖は中華民國の事実上の支配下にあると私は思ふ。その点はどうですか、こう聞いている。それは横路のは違ふのだ、中華民國の支配下にならなければならない、こう言っていただければ、それで私は次をお尋ねしたい。

○岸国務大臣 今、問題は、極東の範囲として金門、馬祖が入るか入らないかという問題なんだろうと思ひます。そうして、そのことについては、先ほど来横路君の御満足を得ないよりであ

りますが、私どもは、具体的に個々の島であるとか、地域を地図で示すような意味において具体的に入るとか、入らないとかいうようなことをお答えすることは、そもそも極東というこの本質から見ても適当でない。問題は、われわれが先ほど申し上げているように、日本にいる米軍が、日本の基地をいつて軍事行動をするという場合において、これに対して日本がイエスと言ふか、ノーと言ふかという事前協議の場合の、このことについて国民も非常な関心を持つておるし、私は本安保条約においての重大な要点であると思ふのです。極東の概念に個々の島が入るか入らないかということではなくして、現実にはそういうふうな行動をする場合においてどう考えるんだという問題をわれわれ論ずべきものであつて、その場合においては、日本の平和と安全というものに直接緊密な関係のある事柄以外においてこれが出てくるということに對しては、ノーと言ふということ、私どもははっきりと申し上げておるのであります、そういう意味において金門、馬祖が入るかとか、この島はどうだというふうなことに一々お答えをすることは適當でないというのが私どもの考えであります。しからば、從來ここで具体的に答えておるのではないか、それと統一見解とはどういう関係にあるのだということになりますならば、さつきお答え申し上げたように、趣旨は変わつておりません、これで御了承願ひます。

○横路委員 総理、こういうふうに文章で出された統一見解の中に、先ほど私が読みましたように、極東という地域は、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民國の支配下にある地域もこれに含まれている。そしてその次は、在日米軍の行動の範囲についてお述べになつておる。だから、在日米軍の行動の範囲というものは、事前協議で相談をすることであつて、極東の地域というものは何もきまつていないのだ、もしも、こういうような総理のお考えであるとすれば、この統一見解の中の、極東の地域は、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民國の支配下にある地域もこれに含まれている。という事は、これはおやめになつたらしいのです。おやめになつて、米軍の行動範囲は事前協議できめるんだ、こうなら、こうおっしゃればいいものを、二段にかまえて御答弁になつておるじゃありませんか。特にわざわざ中華民國の支配下にある地域も含まれておると言うから、金門、馬祖は米華相互防衛条約の第六条でも問題になり、アメリカの国会で批准するときも問題になつた。実に国際間における紛争の場になるおそれのある重大な場所だから聞いている。しかも、わざわざ総理は、中華民國の支配下にあるとお答えになつておるじゃありませんか。いいですか、外務大臣の御答弁のところに読んでみますよ。二月の十二日に辻原委員から

○藤山国務大臣 中国の領土でございす。

○辻原委員 中国とは中共を言いますか、それはどうなんですか。

○藤山国務大臣 現在國民政府が支配しておりますので、中華民國でございす。

それから、辻原委員はあなたが金門、馬祖は中華民國の領土であると言われたその証拠を一つお示しを願ひたい。

○藤山国務大臣 現に中華民國が施政をいたしておるのであります、その事実からそう申したわけでございます。

あなたがそう答弁したのを、今私は読んでおるのですよ。いいですか、施政とは何か、それは支配下にあるのですよ。そうでしょう、あなたがそういうように答弁をはつきりしないから、今あなたの二月十二日の答弁の速記を読んで——あなたは金門、馬祖は中華民國の支配下にあると御答弁になつた。そこで愛知委員に岸首相がお答えになつた、かかる区域については、中華民國の支配下の中には当然金門、馬祖は含まれておると、あなたは二月十二日に答弁されている。だからそれは、間違ひました、入つておられません、入つておりませんと御答弁をされていたければ、それでいいんですよ。藤山外務大臣、どうなんですか。

○藤山国務大臣 先ほど申し上げたし、また総理も言われておりますように、二月二十六日の統一見解と趣旨において変わつておりません。

○横路委員 藤山外務大臣、あなたが趣旨は変わつていないと言ふことと、あなたは先ほど、個々の島について言うことは適當でないとおっしゃつたじゃありませんか、それとは違ひじゃ

ありませんか。それはどうなんですか。はつきりおっしゃって下さい。

○藤山國務大臣 私、現在、個々の島について一々言うことは、適当だとは思っていません。先般参議院でも、金門、馬祖の隣のかたかという島は入るからぬか、そういうことになりませんので、私は、そういう一々の島を言うことは適当でないと思います。

○横路委員 外務大臣、どうなんですか。私は何も金門、馬祖以外の島を聞いているんじゃないですよ。金門、馬祖は、中華民國の支配下にあるのかどうかというのを尋ねているのに、あなたは、そういうことを言うのは適当でない、適当でないというのか、入っていないというのか、そういうことは答えられないということですか。二月十二日にあなたは答えて、二月二十六日に統一解釈をして、しかも、わざわざ言葉を丁寧にして、文章で中華民國の支配下と書いておいて、今それが答えられないというのはどういうことなんですか。どうなんですか、もう一べんお尋ねします。

○藤山國務大臣 今お話ししましたように、二月二十六日の統一解釈と、今日までいたしたのと矛盾がない、趣旨は変わっていないことを総理が言われた、その通りであります。

○横路委員 外務大臣、金門、馬祖島は、あなたの言う中華民國の支配下にある地域、これに含まれていますか、含まれていませんか。二月十二日には、あなたは含まれていると答弁した。今ここでは、それはお答えできないというの、どういう意味なんですか。

か。前の答弁は違っているのですか、違っていないのですか。

○藤山國務大臣 趣旨においては変わっていないということをお申し上げておるわけでありまして、ただ、今一々の島をさしてどうということをお申すのは適当でないということをお答え申し上げます。

○横路委員 藤山外務大臣、お聞きになつて下さい。金門、馬祖以外の島について私がお尋ねをしておるならば、あなたが一々の島についてお答えをすることは適当でないという、そういうお答えは出るかもしれません。しかし、二月の十二日にあなたは、金門、馬祖は中華民國の支配下にあると答えたのだから、その点は今でも間違いがございせんかどうか。中華民國の支配下に金門、馬祖はありますか。あなたが言え、(極東)の範囲に入らるわけですよ。だからその点を聞いておるのです。中華民國の支配下に金門、馬祖は含まれていると今でもお思ひになつていますか。どうですか、外務大臣、そこだけお答えになつたらいい。ほかの島のことを聞いておるのじゃないのですよ。

○藤山國務大臣 統一見解において前に申したのと、趣旨において変わらないうことをお申し上げておるわけでありまして。

○横路委員 外務大臣、あなたが統一見解というの、どういうことなんですか。二月の二十六日なのか、二月十二日、社原委員に対してお答えになつておることについて、その通りだというのか、どちらなんですか。統一見解というの、何べんもあなたの方に

あるのですからね。そのどちらですか。

○藤山國務大臣 これは二月二十六日の愛知質問に対する総理の答弁ということで申し上げておるわけでありまして。

○横路委員 それならば、二月十二日の予算委員会における社原委員に対するお答えはどうなんですか。その点は、どうなんですか、変わったのですか、変わっていないのですか。

○藤山國務大臣 先ほど来申し上げておるように、趣旨において変わりはないうこととあります。

○横路委員 別にこれは言葉のやりとりではないのですよ。いいですか、金門、馬祖は非常に国際間における重要な紛争の場になるおそれがあるから、私たちは、この点を明確にしたいと思つて聞いておるのです。総理大臣、どうなんですか、金門、馬祖は中華民國の支配下にあるのですか。その点は、どうなんですか。まず、その点だけ聞いてみましょう。

○岸國務大臣 私は、どこが支配下にあるかという問題は、事実問題として決定すべきもので、この問題は、いわゆる「極東」の範囲としての関連性において御質問になつておるわけでございますから、そういうことを一々具体的ににお答えすることは、私は適当でない、こういうふうに思ひます。それでは前のことと変わつておるかというお話であるならば、趣旨において変わつておりません。しかしながら、具体的にここでそれを論議することは適当でない、こういうことを申し上げておるわけでありまして。

○横路委員 総理大臣、金門、馬祖が中華民國の支配下にある地域かどうかという点について、なぜそれを議論することが適当でないのですか。(紛争の渦中にあるからだと呼ぶ者あり)紛争の渦中になるおそれがあるから、なお大事なんです。その点は、アメリカの上院においても非常に議論されておることは、総理おわかりでございませう。これは一九五五年の一月二十八日の上院の決議、その場合に、上院においてこの地域においてはどうか、上院のいふゆる助言と同意が、台湾、澎湖島以外の地域に出る点については、必要である。それからさらに、リッヅウェイ大將等は、金門、馬祖島は防衛しにくい、それだけの価値がないという議論を展開しておるのです。この重大な国際紛争の場になるおそれがある金門、馬祖について、どうしてそのことが——中華民國の支配下にある地域に含まれているか、含まれていないか。私たちは、これを当然除外すべきだ、こう思つて聞いておるのです。だから、総理は、入らないから入らないとお答えになつていただけばいいのに——個々の島について具体的に聞いています。金門、馬祖、これが入るか入らぬかについて答えるのは適当でないというの、どういうことですか。その点を、入るなら入るとお答えになれば、それで私は終わりますよ。入らないなら入らないとお答えになれば、終わります。どつちなんですか。

○岸國務大臣 そういうことをここで議論することは、私は適当でないと思ひます。……(だめだ)と呼び、その他発言する者、離席する者

多く、議場騒然、聴取不能)だから、先ほど来申し上げておるように、趣旨においては変わりはない、こういうふうに……(こんな答弁ではだめだ)そんな重大なことが答弁できないとは何事か、無責任だ(退場々々)と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能)

○小澤委員 たいま発言者黒田壽男君、横路節雄君が発言を打ち切りましたから、次の通告者床次徳二君を許します。ただし、黒田君、横路君の発言は留保いたしておきます。

○床次委員 私は、条約第五条におけるところの「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、その共通の危険に対処するように行動することを宣言する」、この条約におきまして、特に沖繩が除外せられておるということに對しまして、これは重大な関心を持つべきものと考へておるのであります。特に沖繩に對しましては、われわれは、潜在主権を持つておるのであります、その早期復帰を望みいたしておるのであります。が、他面、沖繩といふものは、米韓、米比あるいは米華条約によりまして、その共同防衛の区域になつていふことも、一つの大きな事実なんでありまして。かような見地から、特に沖繩を中心といたしまして、以下数点について質疑を行ないたいと思ひのであります。

○小澤委員 たいま発言者黒田壽男君、横路節雄君が発言を打ち切りましたから、次の通告者床次徳二君を許します。ただし、黒田君、横路君の発言は留保いたしておきます。

多く、議場騒然、聴取不能)だから、先ほど来申し上げておるように、趣旨においては変わりはない、こういうふうに……(こんな答弁ではだめだ)そんな重大なことが答弁できないとは何事か、無責任だ(退場々々)と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能)

○小澤委員 たいま発言者黒田壽男君、横路節雄君が発言を打ち切りましたから、次の通告者床次徳二君を許します。ただし、黒田君、横路君の発言は留保いたしておきます。

○床次委員 私は、条約第五条におけるところの「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、その共通の危険に対処するように行動することを宣言する」、この条約におきまして、特に沖繩が除外せられておるということに對しまして、これは重大な関心を持つべきものと考へておるのであります。特に沖繩に對しましては、われわれは、潜在主権を持つておるのであります、その早期復帰を望みいたしておるのであります。が、他面、沖繩といふものは、米韓、米比あるいは米華条約によりまして、その共同防衛の区域になつていふことも、一つの大きな事実なんでありまして。かような見地から、特に沖繩を中心といたしまして、以下数点について質疑を行ないたいと思ひのであります。

○小澤委員 たいま発言者黒田壽男君、横路節雄君が発言を打ち切りましたから、次の通告者床次徳二君を許します。ただし、黒田君、横路君の発言は留保いたしておきます。

○床次委員 私は、条約第五条におけるところの「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、その共通の危険に対処するように行動することを宣言する」、この条約におきまして、特に沖繩が除外せられておるということに對しまして、これは重大な関心を持つべきものと考へておるのであります。特に沖繩に對しましては、われわれは、潜在主権を持つておるのであります、その早期復帰を望みいたしておるのであります。が、他面、沖繩といふものは、米韓、米比あるいは米華条約によりまして、その共同防衛の区域になつていふことも、一つの大きな事実なんでありまして。かような見地から、特に沖繩を中心といたしまして、以下数点について質疑を行ないたいと思ひのであります。

○小澤委員 たいま発言者黒田壽男君、横路節雄君が発言を打ち切りましたから、次の通告者床次徳二君を許します。ただし、黒田君、横路君の発言は留保いたしておきます。



まず、この沖縄が、新条約におきまして、施政下の領域と認められずして、これが除外されておるゆえんにつきまして、承りたいのであります。

○岸田外相 沖縄に対して、いわゆる潜在主権を持つておるといふことは、施政権を持つておりますアメリカ側からも、そういうことがしばしば認められておるわけでありませう。私も終始その施政権の返還を要望しておることも、御承知の通りであります。ただ、現在、遺憾ながら、沖縄に対してわれわれは施政権を持つておりません。従つて、われわれ自身があそこにおいていろいろな行動をするといふことは、もちろん、アメリカ側の承諾なくしてはできないこととござります。

そうして、アメリカ自身が沖縄の防衛をするといふ全責任を持つております限りにおきまして、これを今回の安保条約の五条の、いわゆる条約区域にしないことも、その地域においては、アメリカが完全な防衛の責任を持つてこれに當つております。また、日本自身は、今申しますように、施政権を持つておらないのでありますから、ここに申すことは、現在の状態においては適当でない、という考えから、この施政下にある領域に限つたわけでありませう。なお、今御指摘になりました米韓、米台等の条約におきまして、日本の安保条約とは違つておつて、その締結国のおの領域または行政管轄下にある地域を含むといふことになっておる。沖縄が、これらの条約においてアメリカの行政管轄下にある地域として、締結国双方がこれについて責任を持つといふ格好になっております。

の点と日本のなが違つておることは、御承知の通りであります。ただ、趣旨から申しますと、先ほどのような実際の趣旨であり、また、これが米韓、米台等の条約との関係上、日本の安保条約に入れることが、いろいろ複雑な国際的な関係を生ずるおそれもあつたので、この点に關してはアメリカに全責任を持たせ、また、今後危険にさらされた場合における住民の福祉については、日本政府も十分責任を持つてこれを福祉をはかるということによりまして、日本は、あそこにおける住民の安全及び福祉については非常に深い関心を持ち、また、責任を持つておるつもりとござります。

○床次委員 従つて、わが国とアメリカとの条約におきましては、米韓、米比あるいは米台の条約と其の対象が異なつておるために、非常な特色を持つておる。換言いたしましたならば、新条約におきましては、沖縄は、わが施政下になつたために日米の共同防衛の地域ではなくつておる、アメリカがもつた責任を担當しておる区域である。従つて、かかる処置が講じてありまするがために、わが国といたしましては、沖縄に關する共同の、何と申しますか、危険にさらされる沖縄を通じて、戦争に介入させられるという危険はなくなつておるといふふうに考えますが、いかがでございませうか。

○岸田外相 御意見のように、米台あるいは米韓、米比等の相互安全保障条約に關連して、沖縄の危険に日本が、五条の規定で当然巻き込まれるといふようなことは、一切私はないと思ひます。

○床次委員 従つて、念を押して申し上げるわけですが、もしも現在の沖縄の状態のままではこれをわが国のいわゆる施政下にある領域、内地と同じように取り扱ふといひますと、その結果は、当然米韓、米比、米台の諸条約と同じような取り扱いとなりまして、沖縄から日本に紛争が連鎖反応的に飛び火して、日本が他国の紛争に介入させられるというおそれがあるのではないかと。ただいまは仮定の問題でありませうが、かような編入のいたし方をすると、そういう問題が起るのじやないかといふふうに感ずるのであります。さういふ問題が起るのじやないかといふふうに感ずるのであります。

○岸田外相 観念的に申しますと、今御指摘になつたようなことが一応考へられるかと思ひます。ただ、事實の問題として、沖縄の住民は、言ひまでもなく日本人でありますから、それが危険にさらされておるときに、日本がただ安閑としておられるかどうかといふ問題は、これはわれわれの非常に強い関心のある問題でござります。けれども、形式的に観念論をいたしますと、もしも沖縄を共同防衛の地域にすると、韓国や台湾に起つたところのことが連鎖反応的に日本に及ぶ、こゝういふ結果になるかと思ひます。

○床次委員 過般、同僚議員からも質疑があつたのであります。が、沖縄の施政権が返還せられた際におきましては、わが国は、これがために戦争に介入させられるおそれがあるのではないかと、かような意味において同僚議員は意見を述べたのであります。この点に關しまして伺ひたいのであります。

あります。私の考え方からいたしますならば、先ほどいろいろ念を押して御質疑したのに対し、御答弁をいただきましたが、あの経過から考へてみましても、沖縄の施政権が返還せられる際におきましては、時に特別の条件があらますれば別といたしまして、沖縄は、その際は当然アメリカの管理する領域から除外されて、わが国の領域になるわけでありませう。その結果は、当然米韓、米比あるいは米台の諸条約の適用区域からは、沖縄は除外されることになるわけでありませう。従つて、將來、沖縄が日本に復帰いたしますと、そのことによつて直ちに他国の紛争に日本が巻き込まれることにはならない、私はかように考へるのであります。

従つて、施政権の返還といふことがいかにすみやかでありまして、これは一向、その点は心配がないといふことを感ずるのであります。この点、御所見を伺ひたいと思ひます。

○岸田外相 沖縄の施政権の完全な復帰は、私も国民のひとしく望んでおるところでありまして、一日も早いことをわれわれは望みます。その場合におきましては、この条約から、日本の施政下にある領土として、共同防衛の地域になることは当然であります。

また、米韓、米台等の条約にありますが、アメリカの行政管轄下にある地域ではなくつておるわけでありませう。その意味において、日本にこれが復帰した場合において、台湾やあるいは韓国における事態が、沖縄を通じて日本の本土に連鎖反応するといふようなことは、絶対に起こり得ないと思ひます。

○床次委員 今回の条約におきましては、特に条約に關する合意議事録におきまして、わが国とアメリカとの間の協議によりまして、住民の福祉を確保し得る道を講じたのであります。が、かような処置を講ぜられた根拠、理由はどこにあるか、明らかにせられたいのであります。

○岸田外相 言ひまでもなく、先ほど申し上げましたように、沖縄に対して領土的にわれわれが潜在主権を持つておるといふこと、さらに、あそこに住んでおる住民はことごとく日本人であり、われわれの同胞である、こゝう考へて見まして、沖縄が、もしも不幸にして戦亂のちまたとなり、危険な状態にさらされるという場合におきまして、日本国は、また日本国民もそゝうであります。日本国政府は、これに對して無関心でおるわけにはいかなことは、言ひ待ちません。そこで当然その防衛はアメリカが全責任を持ちますけれども、住民の福祉のために、日本政府はできるだけのことをして、手を伸べて、これにその住民の福祉をはかつていくといふことは、私は当然のことである、かように思ひます。

○床次委員 沖縄の住民の福祉に影響のありまする際に、われわれが、母国としての立場から、ただいまのような趣旨において、万全の策を講ずべきことは、まことに當然のこととあります。これが明らかにせられたことは、まことにけつこうと思ふのであります。が、元來、沖縄の復帰、これがわれわれの熱望でありまして、その復帰の実現までにおきまして、われわれは、できるだけすみやかに復帰の実現

すべき、また同時に、同島民の平素の生活の向上、発展ということに對して、できるだけ努力をいたさなければならぬ。これは危険が迫つたときばかりではなしに、当然平素においてもかかる措置を講ずべきだと思つて、政府が、かような処置に對しまして、政府といたしましてはいかような所信を持つておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○岸國務大臣 御質問の通りに、私も、施政権の全面的な日本への返還というものを、あらゆる機会にアメリカ側に要望をいたしております。しかしそれは、現在の状態において實現することが困難である。アメリカ側の意向も強硬にそれに反對しております。なほ困難であると思ひます。しかし、その間においてどうするか。ただこちらから要望だけを向かうべがつつて、そしてアメリカと意見の違ひをまづまづ推移するかと申しますと、私はそうすべきものではない。アメリカ側におきまして、すでに私が三年前にアイゼンハワー大統領との會議におきまして、施政権の復歸については意見が違つたけれども、沖縄住民の福祉の向上、経済の発展ということに對して、アメリカ政府も十分力をいたすといふことも誓約をいたしております。聲明に明らかにしております。そういう意味において、アメリカ側に対し、いろいろな施設なり施策を要望することは当然であります。同時に、日本がこの施設に日本政府として参加していくことが、沖縄住民のために適當であり、また、アメリカ側においても、そのことを便宜とするような点が少なくないと思ひます。そういう点が

は、これまでになくわれわれはアメリカ側と話を進めていくことにしたい。たとえば、西表におけるところの開発計画、これは実は日本側において立案したのでありますけれども、もちろん、アメリカの施政下にありますから、アメリカの主体のもとに日本が技術的にあらゆる面から協力して、西表の開発を實現する。あるいはまた、すでにやっておりますが、向こうに、医者であるとか、齒医者であるとかいふものが足りない。これを日本側から向こうへ送つて、そういう意味における医療に当たらせるとか、あるいは教育の問題において、向こうの教員を指導するような人を出すとか、あるいは戸籍の統一の問題について、一つ話し合ひをして、日本人としての戸籍を明瞭ならしめ、法律關係を明らかにするといふような、あらゆる面から——それが施政権の一部の返還であるとか、あるいは施政権そのものがどうであるとかいふような議論をいろいろいたしますと、相当やかましい議論になります。が、實際的に見て、沖縄住民の福祉を増進し、また、日米の利益の上からいって適當であるといふようなことは、ずんずん具体的に進めていって、積み重ねていくといふことが必要であると思ひます。また、そういう意味において各種の施策を進めていくわけでありまして。

○床次委員 以上をもちまして、一応条約に對する質疑を終わりました。以下、いわゆる米軍の地位協定に關しまして、質疑をいたしたいと思ひのであります。地位協定は、条約の實施面における、直接わが国民の日常生活に關連する部分が大部分でありまして、この意味におきまして、きわめて重要なものであります。しかしながら、旧協定は国会の審議を経なかつたのであります。國民のうちにござましては、これを理解するものが、なお足りない点が少なくないといふことを感ずるのであります。この機会におきまして、いささか新協定に關連いたしまして質疑をいたしまして、國民の疑義を明らかにいたしたいと思ひのであります。外務大臣その他關係政府当局の答弁を得たいと思ひのであります。

第一は、新協定の性格に關するものであります。新協定の改正点の重点といふものについて、承りたいのであります。特に從來、日米の条約並びに協定におきましては、いわゆるその片務性といふことが、不平等性といふことが強く叫ばれておつた。これを是正することが要点であることは當然であります。が、少なくともわれわれといふしましては、この不平等性を直すといふこと、同時に、日本の立場、ヨーロッパ諸国と異なる、やはり日本の特殊事情もある。この特殊事情を考慮しながら改正するといふ点だと思ひのであります。が、かような点に關連いたしまして、政府はいかなる点を主として改正点として今回の改定に當たつたか。特に新協定に關しまして、この点、御説明を得たいのであります。

○藤山國務大臣 現行の行政協定を見てもみますと、御承知の通り、占領下にありまして、それに引き続いた諸般の問題がございまして、今日の時代になりましてこれを見ますと、条約を自主的な立場で検討していくと、同じような立場でこれを見ますと、相當に

改正を要する点があると思ひのであります。従ひまして、そういう点等につきましては、できるだけ日本の自主性のもとにこれを改善していく、しかも、それが他のNATO諸国、その他同種の協定等に見劣りをしないものにしていく、また、今お話しのように、日本の特殊性といふものも考慮に加えて参らなければならぬのであります。

それらの点を頭に置きながらこの改正をいたしたのであります。今回の改正の主たる点を申し上げますと、第一の行政協定におきましては、施設及び区域に關して米軍が權利、權力、権能をふるひ得るといふようなことになつておりますのを、今回は、「管理のため必要なすべての措置を執ることができる」といふことに改めたわけがございまして。同時に、施設、区域外で、やはりアメリカが權利、權力、権能を行使するようになつておつたのでございまして。今回は、施設、区域外の場合におきましては、日本側は措置をとることにいたすことが原則であることを、明らかにいたしたのでございまして。

また、保安解雇に關する規定等につきましては、從來の實踐から見まして、わが国におきまして諸般の事情も、これを考慮して参らなければならぬのでございまして。それらについて適切な措置を今回の協定においてはとることになつたとして、そして改善を加えていつたのでございまして。

また、いわゆる十四条契約者と申しております特殊契約者の特權等につきまして、あるいはその指定等につきましても、日本側に対して不利にならないよう、しかも、アメリカ駐留軍が日本において十分便宜を得られないが、しかも日本側の不利にならないよう、これを改正することになつたのでございまして。

なお、第十八条の民事請求權に關する規定につきましては、相當改正を要する必要があるわけでありまして、特にこの点については、他の例から後ほどいづれこまかい点については申し上げることにしようと思ひますけれども、これらについても改正を加えたのでございまして。

なお、行政協定二十五条のb項であります防衛分担金の削除といふことをいたしまして、今日まで防衛分担金を日本が分担いたしておりましたもの等につきまして、それを今後は分担いたさないようにいたしたのであります。以上のような点がおもな点でございまして、小きな点について

も、まだいろいろな改善を加えておるのでございます。こまかい点につきましては、いずれ御質問に応じてお答えをいたしたいと思います。

○床次委員 以下、順次改正点に関しまして検討を加えて参りたいと思はれますが、その前に、一応手続に關しまして何ってみたいと思ふのであります。今回のいわゆる米軍の地位協定につきましては、従来と異なりまして、行政協定と称してはいないのであります。が、特に今回は行政協定といひ、今回はいわゆる地位協定と稱してあります。ゆえんは何ゆゑでありますか、明らかにされたのであります。

○藤山國務大臣 現行安保条約におきましては、条約第三条において、行政的な取りきめをいたす基本的な条件を規定いたしております。それによつて行政協定にまかされてきたわけでございます。今回の場合におきましては、条約上その基礎を持つておりません。従ひまして、新しく地位協定といひまして、そして国会等の御承認を得ましてこれを条約化していく、こういうふうになつたわけでございます。

○床次委員 以下、新協定と申しますが、新協定の内容は、国民の権利義務にも非常に大きなものであるものであります。形式的に見ますと、また実質的に見しても、これは条約とほとんど差のない重要なものと考えておられます。今回国会の承認を得られますにつきまして、この協定に關しましては、いわゆる修正権の問題も起こり得るかと思はれますが、この点に關しましては、条約と同じように、政府といたしましては、やはり修正権は国会

においてはないものだ、承認があるものというふうな考へておられるか。この点は条約と同じではないかと思ふのであります。政府の意見を伺いたしたいと思います。

○藤山國務大臣 政府といたしましては、条約と同じものだというふうには、修正権の問題については考へておりません。

○床次委員 この新協定に關しましては、やはり前回と同様に、かなりないわゆる合意議事録といふものがあるものであります。合意議事録におきましてこの協定の内容を規律しているものが相当ありますが、そもそもこの合意議事録といふものはいかなる性質のものであるか、その拘束力に對しましてどういうふうな考へておられるか、その性格を明らかにせられたのであります。

○藤山國務大臣 合意議事録は、行政権の範囲内で協定の規定の解釈や実施細目を定めた国際約束だ、こういうふうになつておられるのは解釈いたしております。

○床次委員 そうすると、合意議事録は、協定のいわゆる定義と申しますか、解釈をしたものである、かように解してよろしいですか。

○藤山國務大臣 こまかい点については政府委員から御答弁いたさせます。

○林修政府委員 お答えいたします。ただいま外務大臣がお答えになりました。たゞし外務大臣が御答へになりました。協定の字句の解釈あるいは実施細目等につきまして、行政権の範囲でアメリカ側と取りきめました一つの国際約束だと思ふわけでありまして、その意味におきまして、一つの行政的な取りきめ

でございます。この新しい地位協定は、国会の御承認を得るわけでございます。その御承認を得ますべき新協定の解釈問題あるいはその他の細目、こういうものについて行政府内でやり得る範囲でこのことをきめたもの、かように御了解を願ひたいと思はれます。

○床次委員 新協定に伴ひまして、わが国内の關係法令の改正のためには、別に整理法律案といふものが国会に提案せられておるわけでありまして、しかし、その性格上から申しまして、いずれも条約あるいは協定といふものの範囲内において限定せられておるのではないかと考へておりますが、この整理法律案に對しまして、国会におきましてはどの程度において修正できるものであるかという点につきまして、提案者としての政府の見解を聞きたいのであります。

○藤山國務大臣 整理法律案につきましては、法律的に申しますれば、他の国内立法と同じように、国会の修正権はあるといふことでございます。しかし、御承知のように、この整理法律案といふものは、協定の内容を国内的に実施するためのものでございます。ですから、国会が地位協定を御承認して下さるならば、その地位協定に對して、同じ内容をいろいろ規定しております。これらの法律案に對して、矛盾いたすような修正は、事実上あり得ないのではないかというふうな考へておるのでございます。

○床次委員 今回の条約の改正にあたります。協定の改正があり、また整理法律案の改正があるわけでありまして、同時に、さらに細目の点におきましては、いわゆる日米合同委員会の合

意書といふものによりまして運営せられておる分が少なくないのであります。が、この際、この合同委員会の合意書といふものはどういふふうな更新していかかといふことについて伺ひたいのであります。従来、合同委員会の合意書といふものがあるわけでありましたが、新しい条約、規定、法律に伴つてこの新しい合意書といふものはどういふふうにして効力を発生させるか、これを聞きたいのであります。

○藤山國務大臣 従来、合同委員会の合意書といふものは一応引き継いで参りますけれども、これは新しい委員会において検討をされていくものであります。

○床次委員 一応、手続的には、ただいま申しましたところによつて、わが国といたしましては関連したことを尽くしたと思ふのであります。アメリカにおきましては、新協定はどうか、いふ手続によつて処理せられるか、伺ひたいのであります。

○藤山國務大臣 アメリカにおきましては、日本といふ憲法あるいは法制上の違いがございまして、日本は国会の御承認を得るわけになりますけれども、アメリカにおきましては、参考書として条約につけて議院に参考として送付されることに了承いたしておるわけでありまして。

○床次委員 次に各条に入りまして、おもな点につき質疑をいたしたいと思ふのであります。その中でもこの行政協定によりまして日本に入国してありますところのいわゆる米軍人、家族等、関係者といふものがどれくらいあるかという点であります。なお、その資格等に對しましてそれぞれ証明

を要するものと思ふのであります。が、大体どの程度の者が行政協定によつて日本に入国してあるかという点を説明せられたのであります。

○藤山國務大臣 細部につきましては、政府委員より答へたいと思はれます。

○高橋(通)政府委員 軍隊の構成員は約五万二千であります。軍属が約五千、家族が約五万五千あります。協定にございまして、構成員は、出入国にあたりまして、軍当局の発行いたします身分証明書を携行いたします。軍属、家族は旅券を携行するといふことになつております。これによつて資格が証明されるわけでありまして、また、日本国内にいます間は、軍人は身分証明書を、軍属、家族は旅券、またはこれにかゝる身分証明書を携行するといふふうになつておる次第であります。

○床次委員 ただいまの答へによりまして、人的方面においてその規模がわかつたわけでありまして、物的方面、いわゆる基地といふものの多さといふものに対して、なかなか国民は理解をいたしておらないのであります。ある者につきましては、非常に大きな基地が日本にあるかのように論ずる者もあられますが、その実態をよく把握しておりません。今回、新協定によりまして、新しくアメリカに貸与せられるところの施設及び区域といふもの、これはもちろん必要の最小限度であるべきだと思ふのであります。その現状はどうかといふふうになつておりますか。その施設・区域の種類、用途といふものに從つて説明をしてもらいたいと思

うのであります。特に、いわゆる施設・区域におきましては、軍事的目的を持つておりますものが、国民のいたしましては非常に関心が大きいのであります。が、いわゆる軍事的目的を持つておりますもののものがどの程度あるかというのを、この機会に政府は鮮明せられたいのであります。

○異子政府委員 お答えを申し上げます。昭和三十五年一月一日現在で、施設件数が二百五十件、土地の面積が一億四千五百坪、建物の面積が六百四十四万八千坪でございます。その施設の用途を申し上げますと、兵舎施設が九件、飛行場が十三件、港湾十五件、演習場十三件、通信施設九十件、事務所十件、工場施設十四件、倉庫施設四十件、医療施設二件、住宅十八件、その他二十六件、以上合計二百五十件、こういうことでございます。

○床次委員 ただいま、施設とか飛行場とか、そういう個々の件数を言われたのであります。が、いわゆる軍事基地として概念いたします場合には、一つ一つの基地になつてゐるというふうな考へるのが常識的だと思つてゐるものであります。が、かように考へました場合には、いま、いわゆる軍事基地というものがどれくらいあるというふうな数えられぬのか、その計算はしてあります。か。

○異子政府委員 二百五十件のうち、おもな軍事施設を申し上げますと、飛行場、軍港、演習場、兵舎等でございます。飛行場は、横田、立川、三沢、板付、厚木、岩国など、軍港では、横須賀、佐世保でありまして、演

習場十三件、兵舎九件、こういうことになつております。

○床次委員 数字的に、二百五十件というのと、相当多く思ふのであります。が、ただいまのように具体的に聞きますと、だいたひ印象は違ふと思ひます。が、国民に対して、この軍事施設というものの対する正しい理解を得るようにも、もつとも政府も努力すべきものと思ふのであります。

次に伺ひたいのであります。従来までは、いわゆる岡崎・ラスク交換公文によりまして、わが国が合意しておらないところのいわゆる基地・施設というものはやはり米軍が使つておつたのであります。が、今回の新協定におきましては、これをどういうふうな処理されるか。現在までかかるものがなほ幾つあるか、今後とも、やはりそういうわが国の合意しないものが引き続いて存続していくのかどうか、この処理に対してお答えを願ひたいと思ひます。

○異子政府委員 いわゆる岡崎・ラスク交換公文によりまして、講和発効時において存在しましたFACが五十一カ所ございました。これらはすべて、米軍側の使用の必要度につきまして疑義があつたもの、あるいは日本側の強い必要性によりまして合意に至らなかつたものであります。しかし、現在におきましては、八戸の送油施設など、十三件に上つております。これらの処理につきましては、引き続き折衝中でございます。近くすべて解決する見込みでございます。現在の十三件のは、今申し上げますように、いつまでとは申しかねますが、近く円満な解決を見て、正式化するか、あるいはは

解除するか、きまるはずでございます。

○床次委員 米軍の基地に對しましては、日本政府が臨時に使用することになつて、自衛隊が使用し得る道が開けておるわけでございます。が、しかしながら、場所によりましては、米軍が縮小した場合におきまして、当然民間に返されるものと思つて期待しておるところも少なくない。自衛隊が引き続き共用しておることに対して、あるいは好まない、反対の運動等をやつておるものもあるかのように聞いておるものであります。が、今日自衛隊の米軍施設の使用状態、また、これが地方に対する関係はどうなつておるか、説明を願ひたいのであります。

○異子政府委員 昭和三十五年一月一日現在におきまして、ただいま申し上げましたように、全提供施設区域二百五十カ所のうち四十八カ所でございます。土地におきまして五千二百四十八万坪、建物が約八万坪を米軍と自衛隊と共同使用いたしております。

○床次委員 紛争問題はないですか。

○異子政府委員 紛争はございません。

○床次委員 先ほど大臣の説明にありました。が、今回の改正の要点は、米軍の基地におけるところの権利に対する改正が大きなものであります。従来、文章から見ますと、米軍に非常に大きな特権が与えられておつたように見えるのであります。が、この行き過ぎを是正したといふことは、非常な進歩と考へるのであります。元來、この施設及び区域——簡単に基地と申しますが、この基地の内部におきまして、わが国の法令というものがいかに

適用せられるものであるか、その状態、基地とはそもそもどういふ関係にあるのかという点を説明せられたいのであります。

○藤山国務大臣 いわゆる今度の提供されております施設・区域と、基地もしくは租借地という意味とは違つておるのでございまして、その点につきまして条約局長の方から御説明いたさせます。

○高橋(通)政府委員 前の協定では、協定の第三条におきまして、施設につきましては「設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適當な権利、権力及び権能を有する」といふような規定がございました。また米軍側が非常な特権的な地位を持つてゐるというふうな誤解を生ずるような規定でございました。従ひまして、このたびの新協定におきましてこれを改めまして、表現上「設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることが出来る」といふふうに改めた次第でございます。すなわち、実態的には、前の「権利、権力及び権能」といふふうな表現にかかわらず、そのような実態でなかつたわけでございます。今度、は実態に即するような表現方法に改めたという次第でございます。従ひまして、改正の結果、施設、区域の性格は変更したといふわけではございません。ただ、この施設、区域が一般の租借地等とのように違ふかという御指摘の点でございます。が、御承知のように、租借地または一般に基地といわれ

てゐるような場合には、協定によりまして、二十五年だとか、あるいは五十年だとか、九十九年だとか、長期間貸

し付けられまして、その地域が、あたかも外国の領土のごとく、全然貸した国の法権の外に置かれる次第でございます。しかし、新協定におきまして施設、区域は、そのような場合とは根本的に性格を異にするといふふうに私は考へておる次第でございます。すなわち、施設、区域は、もちろん日本の施政のもとにあるわけでございます。原則として日本の法令が適用になる、ただ、軍の必要な限り、協定に基づいて個々の法令の適用を除外してゐる、こういうふうな性質のものであるといふように考へます。

○床次委員 原則として基地にはわが国の法令が適用される、この点はやはり明らかにならるべきであると思ふのであります。が、現実においてやはり基地においてわが国の法令が適用せられないものもあると思ふのであります。しかれば、どういふものが排除されておるか。

○林(修)政府委員 これは、ただいま条約局長が申しました通りに、いわゆる施設、区域といふものも日本の施政下にあるわけでございます。が、日本の法令はもろろん大体原則的にそこにいくわけでございます。その意味において租借地等とは違ひわけでございます。ただ、そこは米軍が使つておりますわけでございます。米軍軍隊といふ一つの外国軍隊がそこを使うことを認められてゐるわけでございます。が、その外国軍隊といふものの地位からくる特性上、これに対して日本の法令が及び得る範囲についてのおのずから制限がある、こういうことになると思ひます。あるいは、そこにおります軍人、軍属あるいは家族に対しては、こ

の新協定で、ある程度日本の法令の適用を排除しておるものがあるわけであります。そういう部面で、軍人、軍属あるいは家族に対して、ある種の日本の法令は適用されないというようなことが、この新協定あるいはこれに基づきますいろいろな日本の国内法で出てくるわけであります。ただ、軍隊に關しましては、軍隊の特性上、当然にある範圍のものにつきましてはやはり日本の法令の及ばないというものがいろいろあるわけであります。たとえば、銃砲刀剣類等所持取締法というようなものは、軍隊である以上、当然に武器を携帯しておるわけでございます。そういうものは及ばない。一例をあげれば、そういうものがあるわけであります。そのほかにもいろいろのものがござります。

○床次委員 関連しておりますから、もう一つだけ。基地内の警察権というものにつきましては、今度、十七条十項に規定があるのでありますが、この点、わが国の警察権というのはどの程度に及ぶか、これを聞きまして終わりたいと思います。——答弁者が来ていなければ、次会にしましょう。

○小澤委員長 この際、お諮りいたします。

社会党及び民社党との、本日の審議に關しての打ち合わせ時間は、午後四時ごろとなっております。この際、これを尊重いたしまして、本日はこれにて散会したいと思います。賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○小澤委員長 起立多数。よって、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十五分散会

委員會議録第二号中正誤

へし段 行 誤 正

一一 元 石橋正嗣君 石橋政嗣君

委員會議録第三号中正誤

へし段 行 誤 正

一一 元 石橋正嗣君 石橋政嗣君

委員會議録第五号中正誤

へし段 行 誤 正

一一 元 石橋正嗣君 石橋政嗣君

委員會議録第七号中正誤

へし段 行 誤 正

一一 元 石橋正嗣君 石橋政嗣君

委員會議録第八号中正誤

へし段 行 誤 正

一一 元 石橋正嗣君 石橋政嗣君

委員會議録第九号中正誤

へし段 行 誤 正

一一 元 石橋正嗣君 石橋政嗣君

昭和三十五年三月二十六日印刷

昭和三十五年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局